平成２６年（フ）第５１号
栃木県那須塩原市西大和８番43号　三島ハイツＢ―105号、前住所栃木県大田原市大神647番地４
債務者　中山　宜彦
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５３４号
東京都品川区南大井６丁目25番３号
破産者　株式会社ファーストウィル
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７９７号
東京都葛飾区新小岩１丁目56―14―809、住民票上の住所東京都葛飾区西新小岩５丁目27―20
破産者　岩本　勝次
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８３号
東京都調布市仙川町１丁目10番15号　アーバンハイツＢ204号
破産者　株式会社仙川ヨーガスタジオ
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４２８号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾2095番地２
破産者　株式会社キャプテン通信
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０６９号
東京都台東区下谷３丁目１番34号
破産者　東京相互観光株式会社
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１０３号
千葉県船橋市上山町３丁目516―12
破産者　荷本　義彦
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３９６号
愛知県名古屋市中川区下之一色町松蔭３丁目９番地
破産者　クレアトゥール株式会社
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７５６号
東京都練馬区田柄４丁目28―25―109
破産者　福間　敏彦
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９１０号
東京都北区浮間３丁目１―17―306
破産者　志村　幸惠
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１３１号
東京都品川区西五反田２丁目24―７―1101
破産者　佐野　弘子
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２９６号
千葉県野田市東高野31番地２
破産者　有限会社はなざわ
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２９７号
千葉県野田市山崎2458―１―302
破産者　花澤　信夫
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３０１号
東京都足立区南花畑４丁目24番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区弘道２丁目１番12―206号
破産者　株式会社杉田商店
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３０２号
東京都足立区南花畑４丁目24―６
破産者　杉田　信也
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３４６号
東京都豊島区高松１丁目15番３号
破産者　合名会社ブライダルアート
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３４７号
埼玉県和光市新倉１丁目29―50
破産者　青木孝太郎
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３４８号
東京都板橋区赤塚新町１丁目26―４―305
破産者　安藤　彩子
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９８号
東京都品川区東中延１丁目12番８号　ＰＪＭビル３Ｆ
破産者　株式会社ディーイーコム
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３９９号
東京都品川区東中延１丁目12番８号　ＰＪＭビル３Ｆ
破産者　クイーンズラボ株式会社
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４００号
東京都大田区多摩川１丁目１番４号
破産者　有限会社ネットワーク
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部